

那須塩原ジュニアバドミントンスクール 保護者会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は那須塩原ジュニアバドミントンスクール保護者会(以下保護者会)という。

(組織)

第2条 保護者会は那須塩原ジュニアバドミントンスクール(以下N J B S)の保護者及び目的に賛同する個人、団体をもって組織する。

(目的)

第3条 保護者会はN J B Sの目的に従い次の活動を行うと共に、N J B S会員(以下会員)と一緒にスポーツを楽しみ、成長していく。

- (1) 活動場所の確保と整備
- (2) 活動に必要な器具や用具の整備
- (3) 会員、指導者の確保とリーダーの養成
- (4) 地域行事への参加や広報活動
- (5) 親睦会や親子スポーツ大会などの企画、運営
- (6) 保護者会総会の開催、調整、連絡

(心得)

第4条 保護者会は次の事項を心得とする。

- (1) N J B S 指導者(以下指導者)への感謝の気持ちを忘れないこと
- (2) 指導方針、指導内容について一任し、苦情や提言は一切行なわないこと
- (3) N J B S や保護者会で知り得た情報(個人情報、メンバー編成、戦術)を他の団体へ拡散したり、SNSへの投稿を行なわないこと
- (4) 学校関係、教育委員会、その他団体や組織に対して、指導者やN J B S、保護者会の批判、苦情、申し立て等は一切行なわないこと
- (5) 試合の勝敗や結果に拘わらず、教育的立場で考えること

第2章 役 員

(役員)

第5条 保護者会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

(役員を選出)

第6条 前条の役員は、保護者会の互選により選出し、総会で承認する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は保護者を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代行する
- (3) 会計は保護者の会計を処理する
- (4) 監事は保護者の会計を監査する

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた時はそれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第9条 保護者の会議は役員会、総会とし、会長が招集してその運営に当たる。

(役員会)

第10条 N J B S 代表 (以下代表) および会長が必要と認めたときは、役員会を随時開催することができる。

(総会)

第11条 総会は保護者と代表、指導者で構成し、年1回、年度末に開催し、次の事項を審議し承認する。ただし、代表および会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。

- (1) 規約の改廃に関する事項
 - (2) 活動計画および収支予算に関する事項
 - (3) 活動報告および収支決算に関する事項
 - (4) 役員の選出に関する事項
 - (5) その他必要と認めた事項
- 2 総会は構成員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数の同意があれば承認できる。
 - 3 総会を欠席する場合は、総会における全ての権利を会長に委任し、決定事項に関して遵守する。

第4章 会計

(会費及び会計)

第12条 保護者の会費は会員が納める会費の一部、寄付金をもってこれに充てる。

- 2 会費の額は役員会において協議し、総会で決定する。
- 3 会計年度は4月1日から3月31日とする。
- 4 会計報告は総会にて行なう。

【会費】 300円／月／人

【附則】 この規約は、2021年 4月 1日から施行する。

本規約の一部を改訂し令和5年4月1日より施行する。 第12条 会費変更